議案第40号

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成28年６月９日提出

逗子市長　平　井　竜　一

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年逗子市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第28条第７号イの表４階以上の階の部避難用の項及び第43条第８号イの表４階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第10号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年６月１日から適用する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第23号）が施行されたことに伴

い、改正の要あるため提案する。